

「トラック物流2024年問題」 に関するオンライン説明会のお知らせ

「**トラック物流の2024問題**」に関する情報提供のため、国土交通省では、**オンライン説明会**を以下の日程で行います。当説明会では、参加者の **問題意識・ご質問**にお答えしますので、**事前登録**の際にご記入ください。

※本説明会は、前回まで中国運輸局主催で実施されておりましたが、今回より国土交通省トラック荷主特別対策室主催となりました。

ご案内・事前登録フォーム

令和6年5月24日(金) 10:00,15:00 (同日2回開催)

<https://forms.office.com/r/YEein1M0gv>



(※会議参加用URLは前日に各参加者あてお送りします。)

トラック物流の2024年問題とは？

2024年4月以降、**トラックドライバーの残業時間が「年960時間まで」に制限**され、**それ以上残業して貨物が運べなくなる = 運べる貨物が減る**という懸念のこと。

【2024年問題の物流への影響】具体的な対応を行わなかった場合、**2024年度には輸送能力が約14% (4億トン相当) 不足**する可能性あり。
2030年度には輸送能力が約34% (9億トン相当) 不足する可能性あり。

制度改正の内容

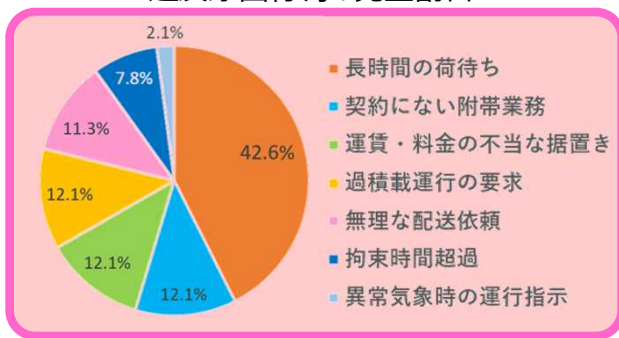
	現行	改正後 (令和6年4月～)
時間外労働規制 (労働基準法)	なし	960時間 (原則、年720時間)
拘束時間 (労働時間+休憩時間) (改善基準告示)	【1日あたり】 ・原則 13時間 以内、最大 16時間 以内 ※15時間超は1週間2回以内 【1ヶ月あたり】 原則、 293時間 以内。 ただし、労使協定により、 年3,516時間 を超えない範囲内で、 320時間 まで延長可。	【1日あたり】 ・原則 13時間 以内、最大 15時間 以内。 ・長距離運行は週2回まで16時間 ※14時間超は1週間2回以内 【1ヶ月あたり】 原則、 年3,300時間、284時間 以内。 ただし、労使協定により、 年3,400時間 を超えない範囲内で、 310時間 まで延長可。

しかし、問題の本質は、労働環境が過酷なことによる**長期的なドライバー不足**。
問題解決には、発着荷主企業の皆様のご理解、ご協力が必要です。

【お願い①】 違反原因行為の防止に向けた対応

「違反原因行為」はトラックドライバーに無理をさせ、過労運転、スピード違反、過積載などの原因になる行為です。
 「ちょっと頼むよ」という何気ない一言が引き金になることを、社内で周知いただきたいと思います。
 更に「運賃を不当に低く据え置くこと」「契約にない作業(附帯業務)」をさせることも違反原因行為になり得ます。

違反原因行為の発生割合



【お願い②】 運賃交渉への誠意を持った対応

トラック運送事業者が事業を継続するためには、適正に人材の確保、設備（トラック等）の適切な更新、燃料費の回収を行う必要があります。
 トラック運送事業者が収入を得る手段は運送の対価である「運賃」、荷積み・荷下ろし、その他作業の対価である「料金」のため、それらへの適切なコストの転嫁が必要です。

国は「標準的な運賃・料金」を定め告示し、更に運輸局は、これを携えて荷主企業に交渉に行くよう、トラック運送事業者の背中を押しています。交渉には、是非誠意を持った対応をお願いします。

標準的な運賃・料金（近畿運輸局ブロック）

I 距離制運賃表

キロ程	(単位：円)			
	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	15,060	17,060	22,070	27,890
20km	16,920	19,190	25,020	31,870
30km	18,780	21,330	27,980	35,840
40km	20,630	23,460	30,940	39,810
50km	22,490	25,600	33,900	43,780
60km	24,350	27,730	36,850	47,760
70km	26,200	29,870	39,810	51,730
80km	28,060	32,000	42,770	55,700
90km	29,920	34,140	45,730	59,670
100km	31,770	36,280	48,680	63,650
110km	33,620	38,380	51,550	67,490
120km	35,470	40,490	54,420	71,330
130km	37,320	42,600	57,290	75,170
140km	39,170	44,700	60,160	79,010
150km	41,020	46,810	63,030	82,850
160km	42,870	48,920	65,890	86,690
170km	44,720	51,030	68,760	90,530
180km	46,570	53,130	71,630	94,370
190km	48,420	55,240	74,500	98,210
200km	50,270	57,350	77,370	102,050
200kmを超えて 500kmまで20kmを増 すごとに加算する金額	3,680	4,180	5,650	7,560
500kmを超えて50km を増すごとに加算する金額	9,210	10,450	14,130	18,900

II 時間制運賃表

		(単位：円)				
		小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)	
基礎額	8時間制	基礎走行キロ 小型車は100km、小型車以外のもの130km	37,640	43,920	57,690	73,970
	4時間制	基礎走行キロ 小型車は50km、小型車以外のもの60km	22,580	26,350	34,610	44,380
加算額	基礎走行キロを超える場合は、10kmを増すごとに		340	410	630	920
	基礎作業時間を超える場合は、1時間を増すごとに（4時間制の場合であって、午前午後をわたる場合は、正午から起算した時間により加算額を計算する。）		3,430	3,600	3,870	4,550

(III、IV 略)

V 待機時間料

		(単位：円)			
		小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
時間	30分を超える場合において30分までごとに発生する金額	1,680	1,760	1,890	2,220
時間	VIに定める積込料・取卸料の適用時間と併せて2時間を超える場合において30分までごとに発生する金額	2,010	2,110	2,270	2,670

VI 積込料・取卸料・附帯業務量

【積込料・取卸料】

		(単位：円)				
		小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)	
時間/内容	30分までごとに発生する金額	フォークリフト又はトラック搭載型クレーンを使用した場合	2,080	2,180	2,340	2,750
	手積みの場合		2,000	2,100	2,260	2,650
Vに定める待機時間料の適用時間と併せて2時間を超える場合において30分までごとに発生する金額	フォークリフト又はトラック搭載型クレーンを使用した場合	2,490	2,610	2,810	3,300	
	手積みの場合	2,400	2,520	2,710	3,180	

【附帯業務料】

附帯作業を行った場合には、運賃とは別に実費として收受

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（R5.11.29）

内閣官房及び公正取引委員会 は連名で以下の指針を策定・公表しました。

発注者として採るべき行動／求められる行動

- 【行動①】：本社（経営トップ）の関与
- 【行動②】：発注者側からの定期的な協議の実施
- 【行動③】：説明・資料を求める場合は公表資料※とすること
- 【行動④】：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと
- 【行動⑤】：要請があれば協議のテーブルにつくこと
- 【行動⑥】：必要に応じ考え方を提案すること

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

- 【行動①】：定期的なコミュニケーション
- 【行動②】：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

※運賃交渉にあたっては「標準的な運賃・料金」が公表資料にあたります。

なお、発注者が本指針に記載の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処していくとされています。